

評価基準

1 評価方法

(1) 企画提案資料と各事業者が行うプレゼンテーションに基づき、評価委員会の各評価委員の採点により評価する。

(2) 評価項目・評価のポイント及び配点は次のとおりとする。

評価項目		評価のポイント	配点
提案者について 【10】	法人の概要	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会社規模、経営基盤は事業実施にあたり十分か ・ 類似事業の実績は十分か 	10
実施体制について 【30】	業務体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 問合せ、受付対応の人員数、回線数等は十分であるか 	10
	スタッフの配置	<ul style="list-style-type: none"> ・ 責任者及び担当者が適切に配置されているか ・ 十分な実績や経験をもつスタッフが配置されているか 	10
	申請サポート体制	<ul style="list-style-type: none"> ・ 申請者に対するサポート体制は十分かつ工夫されているか 	10
実施内容について 【55】	実現性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 提案内容は具体的で実現性があるか 	10
	周知効果	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周知方法は効果的かつ十分であるか ・ 申請者を増やす工夫がされているか 	10
		<ul style="list-style-type: none"> ・ 販売店等に対する説明は十分かつ工夫されているか 	10
	審査体制・正確性	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一貫した審査体制が構築されているか。 ・ 事務処理ミスを無くするための仕組みは構築されているか 	10
	セキュリティ対策	<ul style="list-style-type: none"> ・ 個人情報漏洩対策、情報セキュリティ対策は十分であるか 	10
スケジュール	<ul style="list-style-type: none"> ・ 業務スケジュールは適当であるか 	5	
社会貢献活動等に係る認証等の有無 【5】 (加点方法) 評価項目の取得数により以下の配点とする。 ・ 1項目取得…1点 ・ 2～3項目取得…3点 ・ 4項目以上取得…5点	<p>企画提案書の提出期限日時時点で次に掲げる認証等を保有しているか。</p> <p>(対象となる認証等)</p> <p>(1) 浜松市ワーク・ライフ・バランス等推進事業所の認証 (2) 浜松市消防団協力事業所の認定 (3) 浜松市高齢者活躍宣言事業所の認定 (4) 健康経営優良法人の認定（経済産業省） (5) 浜松市外国人材活躍宣言事業所の認定 (6) 浜松市企業の CSR 活動表彰（注 1）</p>	5	
合計			100

注 1 浜松市企業の CSR 活動表彰では、企画提案書提出期限日の 2 年前の日までの間において、以下のいずれかに該当する事業所が加点対象となる。

- ・ Star Prize 制度マイスター認定事業所
- ・ 優秀賞、特別賞又は市民協働奨励賞の受賞事業所（※3つの賞以外の受賞実績は対象外です。）

2 評価項目ごとの評価の目安

評価項目ごとの採点は、5点満点、10点満点のいずれかとし、原則として、下表の選定評価基準により行う。

<選定評価基準>

配点	特に優れている	優れている	普通	やや不十分	不十分
5点	5	4	3	2	1
10点	10	8	6	4	2

なお、「社会貢献活動等に係る認証等の有無」に関する項目については、上表によらず、次のとおり採点する。

- ・4項目以上取得…5点、2～3項目取得…3点、1項目取得…1点

提案者の順位の決定方法

- 1 提出された企画提案書等を評価基準に基づいて評価し、各評価委員の採点の合計点が最も高い者を受託候補者とする。
- 2 評価点の満点は500点とする。(評価委員1人あたりの点数100点×評価委員5人)
- 3 各評価委員の採点の平均点60点を最低基準点とし、それ以上の点数を得た者の中から受託候補者を特定する。
- 4 点数が同点になった場合は、次の方法により順位を決定する。
 - (1) 評価項目「審査体制・正確性」の点数が高い者を上位とする。
 - (2) (1)も同点の場合は、評価項目「実現性」が高い者を上位とする。